

名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定福祉避難所の指定を推進するとともに、要配慮者に適した備蓄物資・機材の購入費用を補助することで、要配慮者の避難生活の支援を図ることを目的とし、予算の範囲内において指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例及び次の各号に定めるところによる。

(1) 備蓄物資

災害時に速やかに避難者に提供できるよう、あらかじめ指定福祉避難所内に備蓄する要配慮者に適した食糧、飲料水、毛布及び簡易トイレ等のことをいう。

(2) 機材

指定福祉避難所を開設・運営するにあたり必要となる備品のことをいう。

(3) 更新

備蓄物資のうち、使用期限のあるものについては使用期限を過ぎた場合、使用期限の無いものについては当該物資が使用に耐えられないと判断された場合に、処分する量と同等量を新たに整備することをいう。

(4) 補充

災害時における備蓄物資の使用、又は受入対象者の増などにより、必要数を満たしていない場合に追加して整備することをいう。

(5) 対象者

あらかじめ災害対策基本法第49条の14の規定に基づく個別避難計画を作成し、又は作成する予定で当該指定福祉避難所への受入れ調整を行い、本市が特定した要配慮者のことをいう。

(交付対象事業者)

第3条 災害対策基本法第49条の7の規定に基づく指定福祉避難所の指定を受け、又は指定を受ける予定の事業所を運営する法人であって、市長が適当と認めるものとする。

(補助金)

第4条 別表に定める対象経費について、基準額を上限として補助する。

(交付額)

第5条 別表に定める種目ごとの基準額と対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額とする。なお、算出された種目ごとの額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長が定める期限までに市長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付決定通知書（第1号様式の3）により申請事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者に適した食糧、飲料水、毛布及び簡易トイレを対象者の3日分備蓄すること。なお、使用期限がある物資は、原則として5年以上の使用期限のものを購入すること。
- (2) 指定福祉避難所の開設・運営に必要な機材を整備すること。
- (3) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって施設内において管理するものとし、他の目的のために使用または費消しないこと。ただし、備蓄物資について保存期間に応じた更新を行う場合は、費消することを妨げないものとする。
- (4) 補助金の交付を受けた法人の運営する事業所については、原則として自己都合による指定福祉避難所の指定取消は認められないものとする。なお、やむを得ないと認められる理由により、指定福祉避難所の指定を取り消した場合には、補助事業により取得した財産は、原則として本市に返還するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者が当該決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請を取下げることができる。この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した当該補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱又は補助金交付決定の通知に付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に対し、名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金実績報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その執行状況について報告を求め、又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができる。

(書類の整備及び保存)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に関する経理を明確にし、補助金の交付決定を受けた翌年度から5年間関係帳簿及び証拠書類を整備保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行し、この要綱による改正後の名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付要綱(以下「改正前要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、改正後要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表

種 目	基準額	対 象 経 費
初 度 調 弁 費	1,000,000 円	指定福祉避難所用備蓄物資・機材の購入経費
備蓄物資更新費	50,000 円	備蓄物資の更新経費（原則として5年に一度）
備蓄物資補充費	50,000 円	備蓄物資の補充経費（必要と認められる場合に限る）

注) 「基準額」は、指定福祉避難所1か所あたりの金額

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

法人所在地

法人の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり申請します。

記

指定福祉避難所 名 称		
指定福祉避難所 所 在 地		
交 付 申 請 額	円	
交 付 申 請 額 の 内 訳	初 度 調 弁 費	円
	備蓄物資更新費	円
	備蓄物資補充費	円
添 付 書 類	事業計画書 (第1号様式の2)	

(第1号様式の2)

名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金事業計画書

指定福祉避難所名称	
-----------	--

<input type="checkbox"/> 初 度 調 弁 費	<input type="checkbox"/> 備 蓄 物 資 更 新 費	<input type="checkbox"/> 備 蓄 物 資 補 充 費
------------------------------------	--	--

※いずれかに☑すること。

区 分	支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)
備蓄物資、機材		
合計		

※本様式は、名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付申請書(第1号様式)に添付すること。

※要配慮者に適した食糧、飲料水、毛布及び簡易トイレを購入する場合は、対象者の3日分備蓄する計画について明らかにすること。

※変更申請の場合、変更前、変更後の内容を記載するとともに、変更理由についても記載すること。

(第1号様式の3)

年 月 日

名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付決定通知書

様

名古屋市長

年 月 日付けで申請のあったみだしの補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円
ただし、 にかかる指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金として

2 交付条件

- (1) この補助金に伴う事業は本年度中に実施すること。
- (2) 市長が必要と認めるときは、指示し、報告を求めることができる。
- (3) 物資の購入後、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告を提出すること。
- (4) この補助金は、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に一括交付するものとする。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、補助金の交付決定を受けた翌年度から5年間保管しておかなければならない。
- (6) 要配慮者に適した食糧、飲料水、毛布及び簡易トイレを対象者の3日分備蓄すること。なお、使用期限がある物資は、原則として5年以上の使用期限のものを購入すること。
- (7) 指定福祉避難所の開設・運営に必要な機材を整備すること。
- (8) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって施設内において管理するものとし、他の目的のために使用または費消しないこと。ただし、備蓄物資について保存期間に応じた更新を行う場合は、費消することを妨げないものとする。
- (9) 補助金の交付を受けた法人の運営する事業所については、原則として自己都合による指定福祉避難所の指定取消は認められないものとする。なお、やむを得ないと認められる理由により、指定福祉避難所の指定を取り消した場合には、補助事業により取得した財産は、原則として本市に返還するものとする。
- (10) その他、名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付要綱に違反しないこと。
- (11) 上記条件に違反したとき、又は不当な支出があると本市が認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

法人所在地

法人の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金実績報告書

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付決定額 金 円
- 2 指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金所要額 金 円

指定福祉避難所 名 称		
指定福祉避難所 所 在 地		
精 算 額 の 内 訳	初 度 調 弁 費	円
	備蓄物資更新費	円
	備蓄物資補充費	円
添 付 書 類	1 請求書(第2号様式の2) 2 領収書等(写)	

(第2号様式の2)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

法人所在地

法人の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金請求書

みだしのことについて、下記のとおり請求します。

記

指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金請求額 金 円

(振込先)

金融機関名		支店名	支店出張所
預金種目	普通・当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

(口座振替登録番号)